

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

(平成27年12月末現在の実績及びその点検・評価)

都道府県名： 愛媛県

農業委員会名： 今治市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	掲示板に告示
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約14日間
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	本庁事務局に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 58件、うち許可 58件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類・農地台帳等の資料及び現地調査による確認。必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・許可基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	58	件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0	件	
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上縦覧している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	25 日
	是正措置	—			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:84件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類・農地台帳等の資料及び現地調査による確認。必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	地域担当委員の状況報告及び関係法令・許可基準に基づき議案ごとに審議している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上縦覧している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 42 日	処理期間(平均)	40 日
	是正措置	—			

(3) 農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数: 913件、うち決定 913件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用計画の記載内容を確認するとともに、新規就農者の利用権設定については、現地調査を実施している。
	是正措置	—
総会等での審議	実施状況	関係法令・市の基本構想に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	—
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上縦覧している。
	是正措置	—

(4) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		27 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		20 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	—	

(5) 情報の提供等

点検項目		具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借件数 237 件	公表時期 平成28年1月
		情報の提供方法:ホームページに掲載	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象貸借件数 1,305 件	取りまとめ時期 平成28年3月予定
		情報の提供方法:議事録に記載のうえ縦覧に供している。また、県に報告する予定である。	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 5,871 ha	整備方法 電算処理システムを導入し整備。
		データ更新:農地の利用状況調査結果、農地法の許可・届出、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ毎月更新。住民基本台帳異動データを毎月更新、及び、課税データとの照合・更新を年1回行っている。	
	是正措置	—	

※その他の法令事務

上記(1)から(5)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	
農地転用に関する事務	
農業生産法人からの報告への対応	
情報の提供等	
その他法令事務に関するもの	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年12月末現在)	管内の農地面積(A) 5,832 ha	遊休農地面積(B) 469 ha	割合(B/A×100) 8.0 %
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
25 ha	12.6 ha	50.4 %

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		重点実施時期8月～11月	66 人	11月～12月
	調査方法	担当地区の農業委員等が道路からの目視による巡回調査を行う。		
活動実績	遊休農地への指導	実施時期:12月～1月および必要があると認めるときは随時。		
	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		重点実施時期8月～11月	66 人	11月～12月
	調査方法	担当地区の農業委員等が道路からの目視による巡回調査。		
	遊休農地への指導	実施時期:12月～1月(予定)および必要があると認めるときは随時。		
	指導件数: 278 件	指導面積: 22.2 ha	指導対象者: 278 人	
遊休農地である旨の通知	件数: 0 件	面積: 0 ha	対象者: 0 人	
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0 件	面積: 0 ha	対象者: 0 人	
その他の取組状況	農業委員等による日常的な農地パトロールを実施。			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標は達成出来なかったが、遊休農地の所有者等への指導が行えており、目標としては妥当である。
活動に対する評価の案	遊休農地の所有者等への指導は徐々にではあるが、確実に進展し遊休農地解消への理解が進みつつある。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年12月末現在)	農家数	5,810 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	553 戸	220 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	27 法人			
課 題	農業就業人口の減少及び高齢化が進んでおり、それに伴い、果樹園を中心とした耕作放棄地の増加にも繋がっているため、後継者・新規就農者や農業生産法人を含めた認定農業者の育成を促進する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	3 経営	— 法人	— 団体
実 績 ②	13 経営	— 法人	— 団体
達成状況 (②/①×100)	433.3 %	— %	— %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、農林振興課と連携し認定の推進活動を実施する。(通年)	—	—
活動実績	計画どおりの活動を行ない、新規認定農業者14人の認定を行った。更新しなかった者が1人いたが、目標を達成することができた。	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値であり、妥当である。	—	—
活動に対する評価の案	認定農業者への更新指導を行う必要がある。	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価		—	—
活動に対する評価		—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年12月末現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,832 ha	1,069 ha	18.3 %
課 題	担い手農業者の減少・高齢化等により遊休農地の増加、利用集積の伸び悩みが起きているため、担い手の育成が必要となっている。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20 ha	9 ha	45.0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回(6・9・12・3月)に広報誌による農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知。 ・制度等の周知時、担い手への農地の利用集積に向けた掘り起こし活動・あっせん活動の推進。
活動実績	利用集積の周知・掘り起こし活動を計画どおり推進するとともに、担い手への農地の利用集積を図った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における目標とも合致しており、妥当である。
活動に対する評価の案	農地所有者の意向に基づいて対象者を絞った上での戸別訪問により、対象者の理解が進んだものの、利用集積の目標値には到達出来なかった。活動を継続することが必要である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年12月末現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	5,832 ha	4 ha	0.1 %
課 題	地元農業者の目が行き届かない山間部等は、違反転用の発見が遅れがちであるため、重点的な監視活動が必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
2 ha	1.1 ha	55.0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用者への是正指導。(通年) ・8～11月 農地パトロールの強化。 ・12月 広報誌・ホームページにより所有者に適正管理を呼びかける。
活動実績	計画どおりの活動を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は、発生防止及び早期発見・早期指導が重要であるため、妥当である。
活動に対する評価の案	違反転用者への是正指導を行ったものの、是正されていないものがある。県と連携し是正指導を強化する必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	
活動に対する評価結果	

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。